

御所市議会基本条例 逐条解説

令和8年4月1日

御所市議会

前文

日本国憲法及び地方自治法に基づき、市民の選挙によって構成される議会は、市長と対等の立場で二代表制の一翼を担う独立した意思決定機関である。よって議会は、行政を追認するだけの組織ではなく、自ら政策を構想、提案し、審議及び監視を通じて市民福祉と公共の利益の実現を先導しなければならない。

御所市は、人口減少、少子高齢化、地域経済の変容、地域のつながりの希薄化など複合的課題に直面している。こうした時代にあって議会在が果たす責務は、かつてないほど重い。議会在は、市民の信託に応え続けるため、自らの使命を絶えず問い直し、その機能と姿勢を刷新し続けなければならない。

そこで御所市議会在は、市民に開かれた議会在運営を実現するため、議員の責務、市民、行政との関係、政策形成、評価の手法、情報公開と説明責任、自己改革の仕組み等を包括的に定めるため、この条例を制定する。

私たちは、市民との対話と協働を議会在の原点とし、全ての議員が公共的使命と高い倫理性を自覚して行動することを宣言する。また、市民参加の推進、広報・広聴体制の強化、熟議と合意形成を重視する議会在文化の醸成に不断に取り組む。

議会在は、単なる討議の場ではない。市民と共にまちの未来を構想し、言葉と意思で社会を動かす公共の舞台である。御所市議会在は、多様な価値観を尊重し、誰もが誇りと希望をもって暮らせるまちを創るため、開かれた議会在として説明責任を尽くし、常に自己を省みることをここに誓う。

【趣旨】前文は、この条例全体の理念を示しています。議会在が市民に選ばれた独立の機関であることを明らかにし、課題の多い時代においても、市民とともに市政を進める決意を表しています。

【解説】御所市議会在は、市民に直接選ばれた代表が集まり、市長と並んで市政を担う存在です。単に市長の提案を追認するのではなく、市民の声を踏まえた政策を考え、監視と提案を通じて市政の方向を決めていきます。

また、人口減少や地域のつながりの希薄化などの課題を前に、議会在は市民と対話し、信頼を得ながら自己改革を続けることを宣言しています。前文は、議会在が「開かれた公共の舞台」として、市民とともに未来を築く姿勢を示すものです。

第1章 総則

1. 目的

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二代表制における合議制の意思決定機関である御所市議会在（以下「議会在」という。）の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会在及び議会在の議員（以下「議員」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会在が市民の負託と信頼に応え、市民全体の福祉の向上と公正で持続可能な市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨】本条例がなぜ制定されたのかを示す条文です。議会と議員が果たすべき責務を明らかにし、市民の期待と信託に応えることを目的としています。

【解説】議会は市民の代表であり、市長と並んで市政を担う二元代表制の一翼です。ここでは、議会が単なる承認機関ではなく、市民の声を踏まえて意思決定し、政策立案等や行政監視を通じて公正で持続可能な市政を支える存在であることを確認しています。市民に信頼される議会を目指す姿勢を明文化した条文です。

第2章 議会及び議員の活動原則

2. 議会の活動原則

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれたクリーンな議会を目指すこと。
- (2) 市民視点を重視した意思決定、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市民に対する説明責任を果たすとともに、情報公開及び情報共有（以下「情報公開等」という。）に努めること。
- (4) 主体的に政策立案及び政策提言（以下「政策立案等」という。）に独自に取り組むこと。
- (5) 議会活動を継続的に検証し、不断の議会改革に取り組むこと。

【趣旨】議会が活動する際に守るべき基本姿勢をまとめています。公正な審議、市民に対する説明責任、そして自ら政策を提案し改革を続ける姿勢が求められます。

【解説】議会は、市民全体の利益を代表する立場として、誰に対しても公平で公正かつ透明な運営をしなければなりません。そのため、市民に分かりやすい情報公開及び情報共有や説明を行い、市政の課題を市民と共有します。また、行政を監視するだけでなく、主体的に政策を立案することも期待されます。さらに、議会活動を振り返り改善することで、市民から信頼される「開かれた議会」を築くことを示しています。

3. 議員の活動原則

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であることを認識し、自由で活発な討議を重んじて合意形成に努めること。
- (2) 日常的に情報収集を行い、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映すること。
- (3) 不断の調査研究及び研修を行い、議員としての見識及び能力を磨くこと。
- (4) 特定の団体又は地域の立場にとどまらず、市民全体の利益を重視すること。

【趣旨】議員個人が日々の活動で守るべき基本的な姿勢を定めています。議員は市民の代表であることを常に自覚し、公正で責任ある行動を求められます。

【解説】議員は「言論の府」の一員として、自由で活発な討議を尊重し、建設的な合意形成に努めます。日常的に市民の意見を幅広く集め、多様な意見を的確に把握して市政に反映させることが役割です。そのためには調査研究や研修を通じて知識と判断力を高め続ける必要があります。また、地域や特定の団体だけでなく、市民全体の利益を最優先に考えることが、議員としての基本的な責任です。

4. 会派

第4条 議員は、同一の政策理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

【趣旨】議員が協力して活動するための基本単位が「会派」です。共通の理念を持つ議員が集まり、効率的に議会活動を進めるための仕組みです。

【解説】議会では多様な意見が出されますが、個々の議員が一人で対応するには限界があります。会派を組むことで、意見を集約し政策を練り上げることができ、議会全体の意思形成もスムーズになります。市民から見ると、会派は議会内の「チーム」として活動の方向性を分かりやすく示す役割も果たします。

5. 議長及び委員長の実務

第5条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、委員会の品位を保持し、民主的かつ効率的な委員会運営を行わなければならない。

【趣旨】議長及び委員長が、中立かつ公正な立場で会議を運営する責務を定めています。

【解説】議長は議会の代表者として、委員長は委員会の運営責任者として、公正で民主的な議事運営を行う必要があります。特定の立場に偏らず、議会や委員会の品位を保ちながら、効率的で分かりやすい運営を行うことが、市民から信頼される議会の前提となります。

第3章 市民と議会との関係

6. 情報公開等及び市民参加の促進

第6条 議会は、市民に対する議会活動に関する情報公開等を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、情報公開等を通じて市民の自治意識の醸成及び市政への主体的参加を促進するものとする。

【趣旨】議会活動を市民に開き、市民が理解・参加できる環境を整えることを定めています。

【解説】議会の透明性は、市民からの信頼を得るために欠かせません。会議や議決の内容、議員の活動を積極的に公開することで、市民は議会を身近に感じ、意見を表明するきっかけを得られます。情報公開を通じて市民の自治意識を育み、市政に主体的に関わることを促進することが、この条文のねらいです。

7. 議決責任

第7条 議会は、議決責任を深く認識し、議案等の議決又は意思決定若しくは政策決定を行ったときは、市民に対して説明する責務を有する。

【趣旨】議会が議案等を議決したとき、その判断について市民に説明する責任を定めています。

【解説】議会の議決は、市政の方向や市民生活に大きな影響を与えます。そのため、議会は結論だけでなく、審議の過程や判断の理由を市民に説明する責務を負います。本条は、議会が市民の信託に基づく意思決定機関であることを明確にするものです。

8. 会議等の公開

第8条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「会議等」という。）を原則として公開する。

2 議会は、市民による議会活動の評価に資するよう、全ての議案に対する各議員の態度を公表するものとする。

【趣旨】議会の透明性を高め、市民が議会の活動を直接知り、評価できるようにするための条文です。

【解説】議会は市民の負託を受けて活動する以上、その会議をできる限り公開し、市民が議論の経過を見られるようにする責任があります。特に常任委員会や特別委員会も含め原則公開とすることで、「見える議会」を実現します。また、議員一人ひとりがどの議案に賛成・反対したのかを明らかにすることは、市民にとって大切な情報です。議員の賛否態度を公表することは、説明責任を果たすための第一歩であり、市民が議員の行動を理解し評価するための重要な情報となります。

9. 公聴会及び参考人制度

第9条 議会は、会議等の運営に当たり、公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるものとする。

【趣旨】市民や専門家の意見を聞き取り、議論の質を高める仕組みを定めています。

【解説】議会の審議は議員だけで完結するものではありません。専門的知識を持つ人や、政策の当事者である市民の声を聞くことで、より実態に即した議論ができます。公

聴会及び参考人制度は、複雑な政策課題に対応するうえで重要な制度です。市民にとっても、自分の意見が議会で扱われる貴重な機会になります。

10. 請願及び陳情

第10条 議会は、請願及び陳情を提出者による政策提案と位置付け、これに誠実に対応するとともに、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

【趣旨】請願や陳情は、市民が自らの声を議会に届ける正式な手段です。議会はそれを真剣に受け止め、市政に反映させる責任を負います。

【解説】請願・陳情は、市民が日常で感じる課題や要望を直接議会に伝える制度です。議会はこれを単なる意見として扱うのではなく、政策の芽としてとらえる姿勢を示しています。また、必要に応じて提出者から直接話を聞くことで、市民と議会の距離を縮め、市政に生かせる制度設計とすることができます。

11. 意見交換会

第11条 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する意見交換会（以下「意見交換会」という。）を少なくとも各年度につき1回開催するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により開催が困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 議会は、意見交換会において得られた意見等を記録し、及び分析し、議員による検討を経て、政策立案等に反映させるものとする。

3 議会は、市民の意見を踏まえ、意見交換会の実施の方法及び頻度並びに意見交換会への市民参加のあり方について、継続的な改善に努めるものとする。

4 意見交換会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】議会と市民が直接対話し、議会活動に市民の意見を反映させるための仕組みです。

【解説】意見交換会は、市民が議会に参加できる大切な場です。ここで出された意見は議会で記録し、分析され、政策立案等に活用されます。議会は一方的に説明するだけでなく、市民の声を受け止める姿勢を示しています。また、会の方法や頻度を工夫し、より多くの市民が参加しやすい形に改善していくことも求められています。

12. 議会広報の充実

第12条 議会は、市政に関する重要な情報を、議会独自の視点から常に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用して、市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

【趣旨】市民に分かりやすく情報を伝え、議会への理解と関心を高めることを目的としています。

【解説】議会は市民にとって遠い存在になりがちですが、広報活動を通じて「何を議論し、どのように決めたのか」を伝えることが重要です。議会だよりに加え、ウェブサイトやSNSを活用すれば、幅広い世代に情報を届けられます。広報は市民参加を促す第一歩です。

13. 広報広聴委員会

第13条 議会は、広報機能及び広聴機能の充実を図るため、全議員で構成する広報広聴委員会を設置する。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

【趣旨】議会の広報機能と広聴機能を充実させるため、全議員で構成する広報広聴委員会を設置することを定めています。議会から市民への情報発信と、市民の声を議会活動に活かす仕組みを一体的に整えることを目指しています。

【解説】議会は情報を発信するだけでなく、市民の声を聴き、それを議会活動に生かす必要があります。広報広聴委員会は、議会だよりやホームページなどによる情報発信と、市民意見の把握を一体的に進める組織です。全議員で構成することで、市民との対話を議会全体の責務として位置付けています。

第4章 議会と行政との関係

14. 議会及び議員と市長等との関係

第14条 議会は、二代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という）との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案等を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

【趣旨】議会と市長は市民から直接選ばれた代表機関であり、対等かつ緊張感を持って関係を築くことが必要です。

【解説】二代表制とは、市長と議会がそれぞれ市民から選ばれる制度をいいます。議会は行政を監視・評価する役割を持つ一方、市政の発展のためには政策立案等も行います。市長と議会が互いにけん制しながらも協力し合うことで、公正でバランスの取れた市政運営が可能となります。

15. 議会審議における論点情報の形成

第15条 議会は、市長等が提案する計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯

- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 関係する法令、条例、規則等との整合性
- (7) 政策等の実施に係る財源措置
- (8) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【趣旨】政策審議を深めるため、議会は市長に必要な情報を求め、論点を明らかにする責任を持ちます。

【解説】議会が十分な議論を行うためには、政策の目的、根拠、関係法令等との整合性、費用、効果といった基本的な情報が欠かせません。本条は、市長に対し丁寧な説明を求めることで、議会が論点や争点を整理し、審議の質を高めることを狙いとしています。また、こうした整理は市民にとっても政策を理解しやすくする効果があります。

16. 予算及び決算における政策説明

第16条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

【趣旨】予算と決算は市政の最も重要な判断材料であり、市民に理解されやすい形で説明されなければなりません。

【解説】予算は「これから行う事業の計画」、決算は「その結果の検証」です。事業ごとに説明を受けることで、議会は施策の妥当性や成果を市民に代わって確認できます。数字のやりとりにとどまらず、政策の目的や効果を市民に分かりやすく説明できる審議が求められています。

17. 質問等

第17条 議員は、会議等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にし、市政に関する論点を整理するよう努めるものとする。

2 質問等は、論点及び争点を明らかにするため、原則として一問一答方式により行うものとする。

3 市長等及びその職員は、議員に対して質問等の趣旨の明確化及び事実確認のため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

4 前項に規定する反問は、必要最小限の範囲において、簡潔に行わなければならない。

5 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案

の修正、決議等（以下「提案等」という。）に対し、当該提案等に関する審議の充実を図ることを目的として、反論することができる。

【趣旨】議会での質疑応答を、市民に分かりやすく、かつ実りある議論にするためのルールを示しています。

【解説】議員は漠然とした質問ではなく、明確な趣旨を持って質問等を行うことが求められます。一問一答方式を原則とすることで、論点が整理され、議論が深まります。また、市長や理事者にも反問や、提案等に関する審議を充実させるための反論の機会を与えることで、一方通行ではなく双方向の議論が可能になります。これにより、市民が理解しやすく、政策の妥当性を確認できる場となります。

18. 議決事項

第18条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、議会の意思形成を明確にするため、議会の議決すべき事項を条例により定めることができる。

【趣旨】議会が市政に主体的に関与できるよう、議決対象を広げられることを示しています。

【解説】地方自治法は、条例により、追加で議決すべき事項を決められると定めています。これにより、市政の重要課題について議会の意思を明確にでき、市民に対して責任ある姿勢を示すことができます。本条は、議会が単なる追認機関ではなく、自律的に権限を行使する存在であることを示しています。

19. 監視及び評価

第19条 議会は、市長等の事務の執行について、その適正性、公平性及び効率性を監視し、及び評価し、必要があると認めるときは、改善に向けた措置を講ずるよう促すものとする。

【趣旨】行政が市民にとって公正かつ効率的に運営されているかを、議会がチェックする役割を定めています。

【解説】議会は市民の税金が適切に使われているかを監視する役割を担います。公平でなかったり、無駄があると判断すれば、改善を促すことができます。監視と評価は、市民の利益を守るための基本的機能であり、議会が存在する大きな理由の一つです。

第5章 議会運営

20. 自由討議の保障

第20条 議長及び委員長は、議論が積極的に行われるように会議等を運営しなければ

ならない。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

【趣旨】議会が十分に議論できるように、自由な討議を保障することを定めています。

【解説】自由討議とは、賛否を決める前に意見を出し合う場のことです。議長や委員長は議員が自由に発言できる環境を整え、活発な意見交換を促します。これにより、議員同士の理解が深まり、より良い合意形成につながります。市民にとっても、幅広い意見が反映される議論は納得感のある意思決定につながります。

21. 議会の合意形成

第21条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、会議等において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

【趣旨】議会の結論は、多数決だけでなく、議論を尽くしたうえで合意形成を重視することを示しています。

【解説】議会の最終的な意思決定は多数決ですが、その前に十分な議論を行い、できる限り合意を目指すことが求められます。合意形成を重んじることで、少数意見も尊重され、市民にとってバランスの取れた結論となります。本条は「話し合いを大切にする議会文化」をつくることを意図しています。

22. 委員会の運営

第22条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かすよう適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、議会の閉会中であっても、その所管に係る事務調査等を積極的に行うとともに、政策立案等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】委員会の専門性を活かして、市政課題に積極的に取り組むことを定めています。

【解説】委員会は議会の中で専門的なテーマを扱う場です。新しい課題や社会情勢の変化に素早く対応し、閉会中でも調査を続けることが求められます。委員会が主体的に活動することで、議会の政策立案等の能力が高まり、市民の期待に応えられる議会となります。

23. 議会活動の評価

第23条 議会は、その活動の成果や運営状況について、自己評価とともに市民又は第

三者の評価を導入するなど、多角的な評価体制を構築し、その結果を公表するものとする。

【趣旨】議会活動の透明性と説明責任を高めるために、評価制度を設けることを定めています。

【解説】議会は自分たちの活動を点検し、市民の視点や外部の評価も取り入れることで、客観的に改善点を明らかにします。結果を公開することは、市民に対して責任を果たすことにつながります。評価制度は「議会が自らも監視される存在」であることを示し、市民からの信頼を高める効果があります。

第6章 議会機能の強化

24. 議会の体制整備

第24条 議会は、市長等の事務の執行に対する調査及び監視並びに議会における政策立案等に係る機能を強化するものとする。

2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえるなど、必要な技術を活用するものとする。

【趣旨】議会の役割を果たすための体制づくりを進めることを定めています。

【解説】議会が十分に調査・監視を行い、政策立案等に係る機能を発揮するには、体制の整備が欠かせません。ICTの導入や新しい技術の活用により、効率的で効果的な活動が可能になります。市民にとっても、情報公開や議会参加がより身近になる効果があります。

25. 災害時等の対応

第25条 議会は、住民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、住民及び地域の状況を的確に把握するとともに、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会は、災害時等における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】災害等が発生した場合に、議会が市民生活の安定と維持に努めることを定めています。

【解説】災害時には、市長等による迅速な対応が重要ですが、議会も市民の代表として地域の状況を把握し、市長等と協力する役割を担います。平時から体制を整えておくことで、非常時にも議会が混乱なく情報を共有し、市民生活を支える活動につなげることができます。

26. 議員研修の充実

第26条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

【趣旨】議員が変化する社会課題に対応するために、学び続ける必要性を定めています。

【解説】議員は市政の幅広い課題に向き合うため、常に知識や能力を高める努力が必要です。研修を通じて専門知識や政策立案力を養うことで、より市民の期待に応えられる議会活動が可能になります。研修は「学び続ける議会」の姿勢を市民に示すものでもあります。

27. 議会事務局の体制整備

第27条 議会は、議会の政策立案等の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制に関する機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議会は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図るものとする。

【趣旨】議会活動を支える事務局を強化し、専門的な支援を受けられる体制を整えることを定めています。

【解説】議会事務局は議員を支える役割を担います。調査や法制面での支援を強化することで、議会は政策を的確に検討できます。また、専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることで、複雑な課題にも対応可能になります。事務局の体制整備は、議会全体の力を底上げする基盤となります。

28. 議会図書室

第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備及び図書の充実に努めるものとする。

【趣旨】議員が調査研究を行いやすい環境を整えるため、図書室を整備することを定めています。

【解説】議会図書室は、政策や法律、地域課題に関する情報を収集する拠点です。資料やデータを揃えることで、議員が根拠に基づいた質問や政策立案等を行えるようになります。電子資料の活用も含めた充実が求められ、議会の調査研究活動を支える重要な施設です。

第7章 政務活動費

29. 政務活動費

第29条 議員は、政策立案等を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、御所市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年御所市条例第13号）を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公平性、透明性の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、市民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出しなければならない。

【趣旨】 政務活動費の適正な使用と、透明性ある報告を義務づける条文です。

【解説】 政務活動費は市民の税金から支出されるため、公平性と透明性を確保することが不可欠です。議員は条例に従って費用を使い、証拠となる資料を添えて報告します。これにより、市民の疑念を防ぎ、政務活動費が政策立案等や調査研究のために正しく使われていることを示すことができます。

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

30. 議員の政治倫理

第30条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって市民の疑惑を招くことのないよう、行動しなければならない。

2 議員は、御所市政治倫理条例(平成12年御所市条例第14号)を規範とし、遵守しなければならない。

【趣旨】 議員が市民の信頼を損なわないよう、高い倫理性を持って行動することを定めています。

【解説】 議員は公的な立場から大きな影響力を持っています。その力を不正に使うことは、市民の信頼を大きく損ないます。本条は、議員に対して「誠実で公正な行動」を求め、御所市政治倫理条例を規範とし、これを遵守することで実効性を持たせています。市民の目線で見ても、不正を防ぐ仕組みがあることは安心につながります。

31. 議員定数及び議員報酬等

第31条 議員定数及び議員報酬等（以下「議員定数等」という。）の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数等の基準は、人口、財政力及び市の事業課題並びに類似団体の議員定数等と比較検討するとともに、本市固有の地理的条件、地域特性等を考慮し決定するものとする。ただし、議員報酬の額については、御所市特別職報酬等審議会条例(昭和41年条例第5号)に規定する御所市特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

3 議員定数等を改正する条例に係る議案は、市民の直接請求による場合又は市長が提

出する場合を除き、議員定数等の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

【趣旨】議員定数や報酬を安易に削減や増加とせず、幅広い観点から検討することを求めています。

【解説】議員定数及び議員報酬等は、市政運営に直結する重要な要素です。単なる経費削減の視点だけではなく、人口、財政力、市の事業課題、類似団体との比較、地域特性、議員報酬については報酬等審議会の意見などを踏まえて総合的に判断する必要があります。また、改正する場合には議員定数等の基準等の明確な改正理由を付し、市民に説明できる形で行うことが定められています。これにより、市民にとって納得感のある制度改正が可能となります。

第9章 最高規範性及び見直し手続

32. 最高規範性

第32条 この条例は、議会において最も考慮されるべき規範であり、議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【趣旨】議会に関するルールの中で、この基本条例が最上位に位置づけられることを示しています。

【解説】基本条例は、条例・規則等を作るときには、この条例に反しないようにしなければなりません。これにより、議会運営の一貫性と安定性が保たれ、市民から見ても分かりやすく信頼できる仕組みとなります。

33. 見直し手続

第33条 議会は、社会経済情勢等の変化、市民の意見等を常に勘案し、議会活動に関する不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 この条例を改正する発議がされる場合には、当該発議をする議員は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣旨】条例は時代とともに見直されるべきものであることを明示しています。

【解説】人口減少や社会状況の変化に合わせて、議会活動も変える必要があります。この条文は、基本条例を「作って終わり」にせず、議会活動に関する不断の評価及び改善を行う姿勢を示しています。また、改正の際には理由や背景を明確にすることで、市民に対して説明責任を果たすことを求めています。

34. 施行期日

附則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１３条の規定は、令和８年５月１日から施行する。

【趣旨】 施行時期を定め、特に広報広聴委員会に関する第１３条には準備期間を設けています。

【解説】 本条例は令和８年４月１日から効力を持ちます。ただし、広報広聴委員会の設置には体制整備や準備が必要です。そのため第１３条のみ、施行を令和８年５月１日からとしています。こうした附則を設けることで、無理のない実施と確実な制度運用が可能になります。